

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年10月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成29年7月3日 21時55分ごろ
発生場所	鹿児島県南大隅町佐多岬北西方沖 佐多岬灯台から真方位337° 2.5海里付近 （概位 北緯31° 01.8′ 東経130° 38.4′）
インシデントの概要	漁船第十八佐賀明神丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年7月10日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十八佐賀明神丸、19.99トン K02-2300（漁船登録番号）、明神水産株式会社 第282-15607号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか10人（日本国籍6人、インドネシア共和国籍4人）が乗り組み、佐多岬北西方沖を漁場に向けて航行中、主機が停止して運航不能となった。</p> <p>本船は、燃料タンクの液面が下がれば、燃料移送ポンプによって、自動的に燃料油が燃料タンクに移送されるようになっており、非常用手動ポンプでも燃料油の移送が行えるようになっていた。</p> <p>船長は、点検を行ったところ、燃料タンクの液面が下がっており、燃料油が自動的に移送されていないことを認め、非常用手動ポンプを用いて移送を試みたが、移送できなかった。</p> <p>船長は、運航不能と判断し、海上保安庁へ救助の要請を行った。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視艇によりえい航され、鹿児島県指宿市山川港に入港した。</p> <p>本船は、機関整備業者が点検したところ、燃料移送ポンプの過電流継電器が作動していたが、同ポンプに異常は認められず、過電流継電器が作動した理由は判明しなかった。</p>
分析	本船は、佐多岬北西方沖を航行中、燃料移送ポンプの過電流継電器が作動して燃料油が燃料タンクへ移送されなくなったことから、主機に燃料油が供給されず、主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。

	<p>燃料移送ポンプの過電流継電器が作動した状況については、明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、佐多岬北西方沖を航行中、燃料移送ポンプの過電流継電器が作動して燃料油が燃料タンクへ移送されなくなったため、主機に燃料油が供給されず、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>